平成２２年（フ）第２２４号
岐阜県羽島郡笠松町田代462番地の１　プチコーポみさ１―チ号室
債務者　村井　孝彦
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６０号
名古屋市南区豊田５丁目15番３号　宝マンションサザンスクエア壱番館408号
債務者　鈴木　幸子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１８号
名古屋市中川区豊成町１番４―622号　豊成団地
債務者　山﨑　敏之
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８４３号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘12棟202号
債務者　片山　貴世
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３８号
大津市美空町２番11―403号
債務者　清水　美幸（旧姓谷本）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７４６号
滋賀県草津市草津４丁目４番８号
債務者　山元　砂子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７号
大津市仰木の里東１丁目21番12号
債務者　山口真由美（旧姓伴）
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６号
大津市大将軍３丁目８番14号　コーポ田村202、前住所大津市緑町25番６号
債務者　山本　桂子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
滋賀県湖南市下田1829番地10
債務者　山下惠美子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４号
滋賀県栗東市荒張996番地30
債務者　中村惠津子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２８号
兵庫県加古川市平岡町新在家448番地の７
債務者　鬼武　　昇
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５１号
兵庫県姫路市城見台３丁目８番地22
債務者　岡　　豊子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０２号
兵庫県高砂市北浜町西浜474番地の２
債務者　満都屋満こと　松山　信幸
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県高砂市北浜町西浜474番地の２
債務者　松山　民代
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２３号
兵庫県加古川市尾上町口里813番地の11
債務者　藤田北子こと　鄭　　北子
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５６号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗1580番地10
債務者　藤島　紀子（旧姓市田・山本・岡本）
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８０号
兵庫県姫路市西脇1095番地
債務者　大矢　直子（旧姓林）
１　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部